

## (仮称) 生駒市樹林バンク制度 「運用の流れ」【素案】

### 目 的

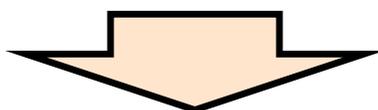
樹林の保全・育成・管理（樹林保全活動という）に関心のある市民団体・企業・自治会・学校等（樹林保全活動グループという）と、樹林地を貸してもよい若しくは手入れを必要としている「樹林地所有者」を繋ぎ、「樹林保全活動グループ」による樹林の保全を進め、もって市内の優良な樹林を次世代に引き継ぐことを目的とする。

### 内 容

「樹林地所有者」と「樹林保全活動グループ」が、樹林バンクに登録し、市が仲介の役割をすることにより、双方が協議しその上で協定を締結する。協定締結後、「樹林保全活動グループ」により、市街化区域内的の樹林を適正に整備する。

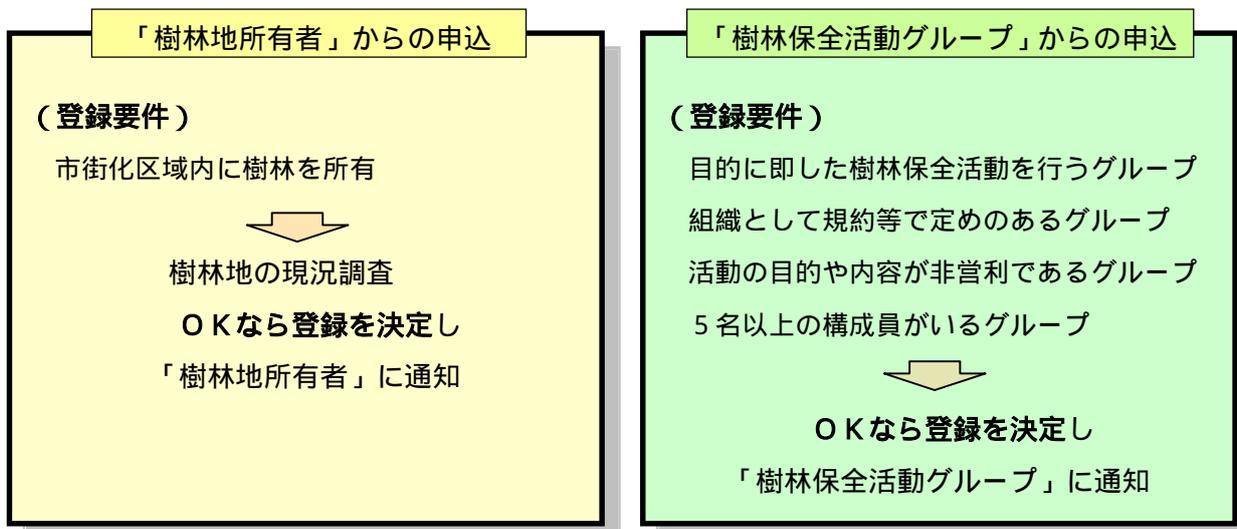
### 制度のPRと登録の募集

「樹林バンク制度」について、市ホームページや市広報誌で紹介すると同時に、「樹林地所有者」と「樹林保全活動グループ」について、樹林バンクへの登録を募集する。



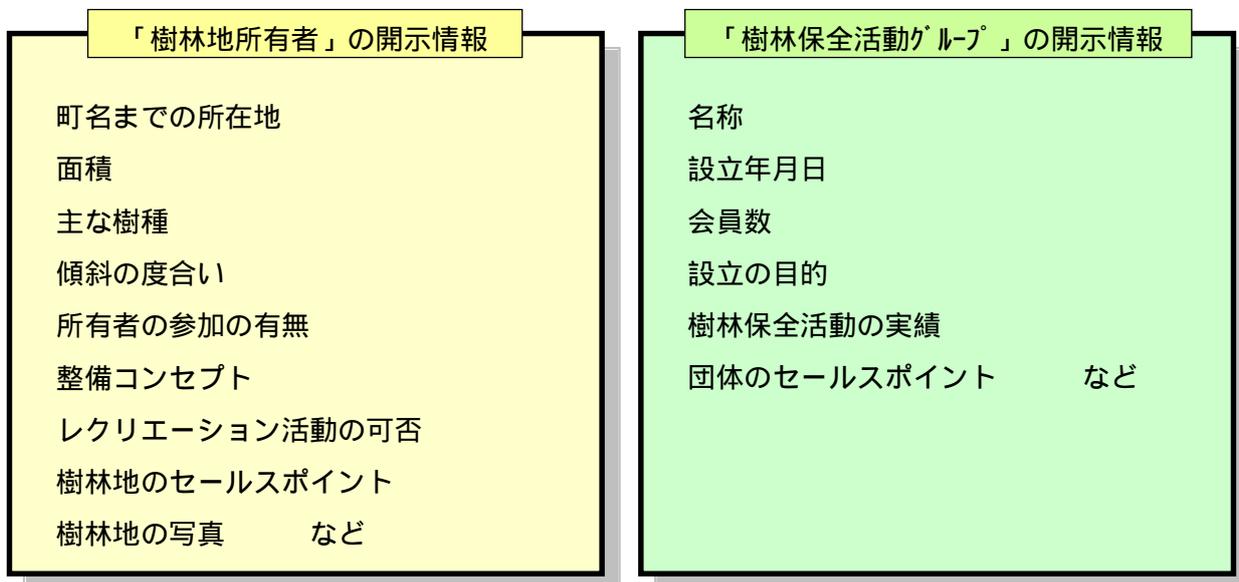
### 登録の手続き

登録を受けようとする「樹林地所有者」や「樹林保全活動グループ」は、申し込みをする。



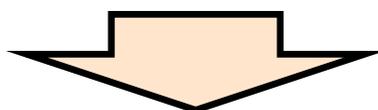
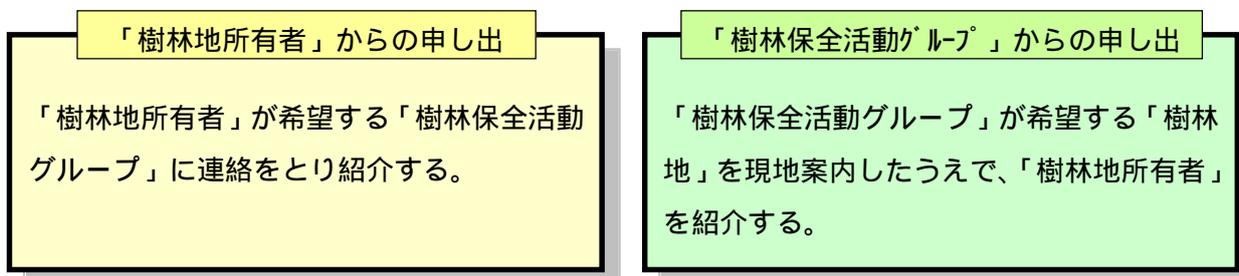
### 登録者・登録団体の情報提供

「樹林地所有者」と「樹林保全活動グループ」の情報を市ホームページに掲載すると同時に、お互いの登録者に対して資料提供する。



### 紹介の申し出

「樹林地所有者」・「樹林保全活動グループ」から紹介の申し出があった場合



### 協定の締結

双方で樹林地の使用について十分に話し合い、合意できれば樹林地使用の協定を締結する。  
 なお、協定書の内容については、市は「樹林地所有者」や「樹林保全活動グループ」に対して協定書の（書式例）を渡す。また、希望があれば司法書士の情報を提供することができる。  
 （合意ができず不成立の場合は、再度、紹介の申し出をしてもらう。）

成立・不成立についての結果は、「樹林地所有者」又は「樹林保全活動グループ」から市へ報告する。

協定書締結までの調整は市が行う。

## 市の支援

登録された「樹林地所有者」や「樹林地保全活動グループ」に対して、次の支援をすることができる。

### 「樹林地所有者」への支援

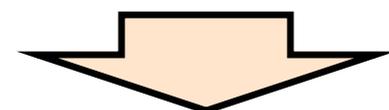
「樹林地所有者」や「樹林地保全活動グループ」に対して、申し出があれば司法書士の情報提供や自然生態のアドバイザーを派遣することができる。

### 「樹林地保全活動グループ」への支援

「樹林地所有者」や「樹林地保全活動グループ」に対して、申し出があれば司法書士の情報提供や自然生態のアドバイザーを派遣することができる。

「樹林地保全活動グループ」に対して、樹林地保全活動に関する情報の提供（助成事業・講習会等への案内など）をする。

市の役割はここまで



樹林地の整備実施

実施後のトラブルに関しては  
双方の責任において解決

